

青森労働局からのお知らせ

令和4年12月2日

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～青森労働局において「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するための事業を全国的に実施しています。

令和2年6月1日に施行された労働施策総合推進法において、事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられ、中小企業を含む全企業について令和4年4月1日から適用となりました。

青森労働局においては、職場におけるハラスメントに関する相談等を受け付ける「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、総合的なハラスメントの相談窓口として相談に対応しています。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

相談窓口：青森労働局雇用環境・均等室 TEL 017-734-4211

設置期間：令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

受付時間：8：30～17：15（土日を除く）

相談内容：職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等

「職場におけるハラスメント」について、青森労働局のホームページでもご確認いただけます。

URLはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00299.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 <電話番号>017-734-4211
関係資料：リーフレット（別添1、2）

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」のご案内

【継続掲載】

事業主等が雇用する労働者に職務に関連した訓練計画に沿って訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金という助成制度があり、令和4年4月に「人への投資促進コース」が創設されました。

当該コースには「IT分野未経験者の即戦力化のための訓練」「デジタル分野など高度人材の育成のための訓練」「定額制の研修サービスによる訓練」など、企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主に対する助成メニューや、「労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主」「働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主」など、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主に対する助成メニューがあります。

また、令和4年9月及び10月に利用しやすくするための制度の見直しが行われました。詳しくは、厚生労働省の人材開発支援助成金のページをご覧ください。

URLはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号>017-721-2003

関係資料：リーフレット（別添3～5）